

平成24年第2回幸田町議会定例会会議録（第5号）

議事日程

平成24年6月22日（金曜日）午前9時00分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第31号 幸田町火災予防条例の一部改正について  
議案第32号 工事の請負契約について（施設整備工事第24-1工区）  
議案第33号 工事の請負契約について（防災行政無線デジタル化通信施設整備工事）  
議案第34号 工事の請負契約について（豊坂小学校大規模改造工事）  
議案第35号 平成24年度一般会計補正予算（第1号）  
陳情第2号 T P P交渉参加反対に関する意見書の提出を求める陳情  
陳情第3号 最低賃金の引き上げ、公契約条例の制定など働く者の権利を守り、  
公務・公共サービスの充実、憲法擁護・核兵器のない世界を求める  
陳情書
- 日程第3 議員提出議案第2号 T P P交渉参加に反対する意見書（案）の提出について
- 日程第4 閉会中の委員会行政視察等の件

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

出席議員（16名）

- |            |           |           |
|------------|-----------|-----------|
| 1番 中根秋男君   | 2番 杉浦あきら君 | 3番 志賀恒男君  |
| 4番 鈴木雅史君   | 5番 中根久治君  | 6番 都築一三君  |
| 7番 浅井武光君   | 8番 酒向弘康君  | 9番 水野千代子君 |
| 10番 夏目一成君  | 11番 笹野康男君 | 12番 内田等君  |
| 13番 丸山千代子君 | 14番 伊藤宗次君 | 15番 大獄弘君  |
| 16番 池田久男君  |           |           |

欠席議員（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

- |                |        |                  |        |
|----------------|--------|------------------|--------|
| 町長             | 大須賀一誠君 | 副町長              | 成瀬敦君   |
| 総務部長           | 杉浦護君   | 健康福祉部長           | 伊藤光幸君  |
| 参事             | 長谷寿美夫君 | 環境経済部長           | 鳥居元治君  |
| 建設部長           | 鈴木富雄君  | 会計管理者            | 中山豊君   |
| 総務部次長兼<br>総務課長 | 大竹広行君  | 建設部次長兼<br>都市建設課長 | 近藤学君   |
| 教育長            | 内田浩君   | 教育部長             | 春日井輝彦君 |
| 消防長            | 近藤弘君   | 消防次長兼<br>庶務課長    | 山本正義君  |

---

職務のため議場に出席した議会事務局職氏名  
事務局 長 鈴木久夫君

---

○議長（池田久男君） 皆さん、おはようございます。

何かと御多忙のところ、長期間にわたり熱心に御審議賜り、ありがとうございます。  
ただいまの出席議員は16名であります。定足数に達しておりますから、これより本日の会議を開きます。

開会 午前9時00分

○議長（池田久男君） ここで、総務部長より発言の申し出がありましたので、発言を許します。

総務部長。

〔総務部長 杉浦 護君 登壇〕

○総務部長（杉浦 護君） 議長のお許しをいただきましたので、発言をさせていただきます。

さきで開催をされました議案質疑におきまして要求がありました資料と固定資産評価審査申出決定取消請求控訴事件に係ります判決が6月19日にありましたので、その判決書の写し、並びに同じく6月19日の台風第4号の被害状況につきまして、災害地区調査員によります調査結果がまとまりましたので、それぞれ本日、お手元に配付させていただきましたので、よろしくお願い申し上げます。

なお、本日午前3時30分に発令をされました大雨警報に伴いまして、解除となりました7月36分までの間、災害対策本部を設置いたしました。現在のところ、この関係に伴っての被害報告は受けておりませんので、あわせて御報告を申し上げさせていただきます。

以上でございます。

〔総務部長 杉浦 護君 降壇〕

○議長（池田久男君） 本日、説明のため出席を求めた理事者は、前回同様14名であります。議事日程は、お手元に配付のとおりでありますから、御了承願います。

---

#### 日程第1

○議長（池田久男君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第120条の規定により、本日の会議録署名議員を2番 杉浦あきら君、3番 志賀恒男君の御両名を指名いたします。

---

#### 日程第2

○議長（池田久男君） 日程第2、第31号議案から第35号議案までの5件と陳情第2号、陳情第3号の2件を一括議題といたします。

これより委員長報告を行います。

まず、総務委員長の報告を求めます。

8番、酒向弘康君。

〔8番 酒向弘康君 登壇〕

○8番（酒向弘康君） 審査報告書の朗読をもって、報告いたします。

総務委員会審査結果報告書

平成24年6月22日

議長 池田久男様

委員長 酒向弘康

平成24年第2回幸田町議会定例会において本委員会に付託された事件について、次のとおり報告します。

議案番号、議案名、概要、結果の順に報告します。

第31号 幸田町火災予防条例の一部改正について。危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令及び対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取り扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令の施行に伴い、必要があるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第33号 工事の請負契約について（防災行政無線デジタル化通信施設整備工事）。防災行政無線デジタル化通信施設設備工事の施行に伴い、必要があるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第35号 平成24年度幸田町一般会計補正予算（第1号）中、歳入全部、歳出15款。第1条 歳入全部 3,000万円追加。歳出15款総務費 3,000万円追加。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

陳情第3号 最低賃金の引き上げ、公契約条例の制定など働く者の権利を守り、公務・公共サービスの充実、憲法擁護・核兵器のない世界を求める陳情書。最低賃金の引き上げ、公契約条例の制定など、働く者の権利を守り、公務・公共サービスの充実、憲法擁護・核兵器のない世界を求め、国等に対し意見書の提出を求める陳情。賛成少数をもって不採択すべきものと決した。

以上です。

〔8番 酒向弘康君 降壇〕

○議長（池田久男君） 次に、産業建設委員長の報告を求めます。

7番、浅井武光君。

〔7番 浅井武光君 登壇〕

○7番（浅井武光君） 産業建設委員会審査結果書を朗読をもって報告いたします。

産業建設委員会審査結果報告書

平成24年6月22日

議長 池田久男様

委員長 浅井武光

平成24年第2回幸田町議会定例会において本委員会に付託された事件について、次のとおり報告します。

議案番号、議案名、概要、結果の順に報告します。読み上げます。

第32号 工事の請負契約について（施設整備工事第24－1工区）。施設整備工事第24－1工区の施行に伴い、必要があるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第35号 平成24年度幸田町一般会計補正予算（第1号）中、第2条 債務負担行為 岡崎市新中間処理施設建設に係る負担に要する経費。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

陳情第2号 T P P交渉参加反対に関する意見書の提出を求める陳情書。農業だけではなく、医療や保険、食品の安全性など多くの分野に影響を与えるT P Pへの交渉参加反対を求め、国に対し意見書の提出を求める陳情。全員一致をもって採択すべきものと決した。

以上であります。

〔7番 浅井武光君 降壇〕

○議長（池田久男君） 次に、文教福祉委員長の報告を求めます。

9番、水野千代子君。

〔9番 水野千代子君 登壇〕

○9番（水野千代子君） 審査結果報告書の朗読をもって報告といたします。

文教福祉委員会審査結果報告書

平成24年6月22日

議長 池田久男様

委員長 水野千代子

平成24年第2回幸田町議会定例会において本委員会に付託された事件について、次のとおり報告します。

議案番号 第34号、議案名 工事の請負契約について（豊坂小学校大規模改造工事）。概要 豊坂小学校大規模改造工事の施行に伴い、必要があるから。結果 全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

以上でございます。

〔9番 水野千代子君 降壇〕

○議長（池田久男君） 以上で、委員長の報告は終わりました。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。

まず、総務委員長に対する質疑を許します。

ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（池田久男君） 以上で、総務委員長に対する質疑を打ち切ります。

次に、産業建設委員長に対する質疑を許します。

14番、伊藤宗次君。

14番（伊藤宗次君） 32号議案、いわゆる相見駅の駅前のシェルター、雨よけの設置工事であります。議案質疑の段階でもいろいろな点から指摘が各議員からなされました。そうした中で、どうしても本当に必要かどうか。相見駅がオープンして3カ月余りがたちました。1日の利用が片道だという形の理解でも465人だと。つまり、寂しい、寂しい

相見駅だと。その相見駅の駅前に7,822万5,000円のシェルターが必要かどうかという住民の目線からの質疑は委員会でございましたかどうか、説明がいただきたい。

○議長（池田久男君） 7番、浅井君。

○7番（浅井武光君） 今、伊藤議員の質疑でありますけれども、今言われたように、今は非常に少ない利用でありますけれども、将来を見越して、南は風よけ、そういうものもない、それから、今不便をしているシェルター、こういうものについては、十分必要であるということで委員会では賛成をいたしました。

以上です。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

14番（伊藤宗次君） 今は寂しい、寂しいと。しかし、将来を見込んでということですが、その将来の尺度というのはどのぐらいありましたか。部長の答弁でいきますと、将来は5,000人の見込みだと。5,000人にふさわしい雨よけだよと、こういうことですが、では、5,000人を想定したとき、あなた方も将来と言われますから、当局の答弁も5,000人といったときに、では、幸田町の人口、さらには相見駅の乗降客全部がシェルターを利用するわけではないので、そうしたときに人口の問題も含めて、将来の展望と、その将来という内容を裏づける、そういう議案の質疑はございましたかどうか、説明がいただきたい。

○議長（池田久男君） 7番、浅井君。

○7番（浅井武光君） そのことに関しては、事務局から個々に説明がありましたとおり、将来ということで、今、伊藤議員が言われたように、将来とは何年かということになると非常に難しいことありますけれども、実際は、乗降客を少しでもアップして、期待に沿うような駅をつくりたい、駅をつくりたいというよりも乗降客を伸ばしたいという気持ちから、シェルターは今の時点では必要であるというふうなことであります。

以上です。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

14番（伊藤宗次君） 当局は必要があるから7,822万円の予算でシェルターをつくったということです。だから、それを議会がよっしゃ、よっしゃという形でフリーパスであったなら議会の役割を果たさないですよ。ですから、当局が5,000人という目標の答弁をされて、それに向けて努力する、それは当然ですよ、行政としてね。そうしたときに、では、議会としてどういうチェックをしたのか。住民の目線でどうするのかという点が一番の問題だということを私は申し上げて、次に移ります。

この構造についても、これはアルミのハニカムパネルだと。御承知のように、その相見駅周辺は障害物が何もなく、北西の風が年間を通して強く吹き荒れるという点で、アルミ製のハニカムパネルを柱に取り付ける。その工法について、極めて問題があるのではないかという指摘もしてまいりました。そうした点で、委員会の審議でそれを深められて、どういう形でハニカムパネルを固定化し、北西の風にもあおられない強度が保証されているかどうかという、そういう点での議論がなされましたかどうか。

○議長（池田久男君） 7番、浅井君。

○7番（浅井武光君） 今の件につきましては、委員から、そこら辺のことをしっかり質問

がありました。それに伴って、今の工法のハニカムパネル、こういうものを使って、特性を生かした工法であるということでもありますので、その点については、いろいろ意見と申しますか、実際のどういうものがハニカムパネルか、こういうことがわからなかったわけでありましてけれども、実際に見せていただいて、これなら間違いはないということで判断をいたしました。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

14番（伊藤宗次君） ですから、私が申し上げたように、いろいろ質問がありました。では、いろいろな内容はどうですかということなので、私はハニカムパネルがいいとか悪いとか言っているのではない。それを柱に固定をする方法について、質疑の中でも、ちやちなボール紙でつくったものをお示しもしてきたわけですが、要は、締めつけるボルトにカラーを、カラーというのは筒の代名詞ですが、カラーを取りつけて、ハニカムパネルを直接ボルトで締めない工法をしないと、相手がアルミですから締め込んでいけば死んでいきます。つくったときには強度があったとしても、時間とともに死んだものはどんどん、どんどんその強度を落としていく、そういう特性があるわけですから、そうした点で、「いろいろ質問がございました。質疑もありました」ということだと、たらいの縁を回っているような議論になってしまうので、そこら辺のいろいろな質疑の内容はどういうことですか、説明がいただきたい。

○議長（池田久男君） 7番、浅井君。

○7番（浅井武光君） 今言われたように、言葉は悪かったわけでありましてけれども、ハニカムパネルの特性、こういうものを質問の中で理事者側に聞いて、耐久性とか、今回の相見駅に使うだけではなく、ほかの駅の工事にも採用されているということの答弁がありました。そういうことで、ハニカムパネルの特性を十分承知した上での討論でありました。

以上です。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

14番（伊藤宗次君） そうしたときに、では、締めつける詳細図というものを、この議案関係資料でいきますと詳細図は載っておりませんが、そういういろいろな観点から質疑を交わされたということですから、詳細図も当局に示させたかどうか。要は、パネルを柱に取りつけるボルトの直径は12ミリメートル。12ミリメートルの直径のボルトで、1ミリメートル厚ですよ、1ミリメートル厚のゴム製の、しかも、そのゴムというのは軟弱性、通常のゴム、硬質ゴムではない、その1ミリメートル厚のゴムを座金に使うと。少しでもそういう経験をしておられる方ならわかりますが、1ミリメートルのゴム製の軟弱の製品を座金で使って上から締めれば、もう結論が出るわけですよ。それはゴムが破れるわけ。ねじれてしまって、よじれてしまって、ぴっと破れてしまう。そうした構造になっている。

そういう構造を検証されたかどうかということと、もう一つは、私が申し上げているのは、先ほどから言っているように、強風が吹き荒れてくる、北西の風が吹き荒れる、そういう地域の特性、環境、あるいは地勢というふうに申し上げたほうがいいと思うのですが、そういうときにあって、当局の説明でハニカムパネルはいいではないかと。私

もハニカムパネルを見ました。別にそのこと自身を言っているのではない。要は、そのパネルを柱に取りつけてきちんとなしないと、強風にあおられてぱたぱた、ぱたぱたしますよと。こういう点でも御審議があったかどうかということをお聞きしているわけでありませぬ。

○議長（池田久男君） 7番、浅井君。

○7番（浅井武光君） 今の議員の質問につきましては、耐久性、当局から50年ということをおっしゃいました。それから、今おっしゃったように、実際に構造物を見たのかと。それについては審議をいたしませんでしたが、耐久性、先ほど言ったアルミハニカムパネルが十分機能しているということでありませぬ。

以上です。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

14番（伊藤宗次君） 耐久性が50年あるから大丈夫だよと。それはあなた、アルミですよ、あるいはステンレスです。アルミであれば腐食は基本的にはない。これは、耐久性はできているのです。直角で1枚にならなければ、加工して少しでも角をつければ、これは強度を増してくるわけですよ。一定平板を少しでも加工して角をつければ強度は増す、それでさびは来ない。これは当たり前の話で、強度は耐久性50年、だから大丈夫です。もう少し踏み込んでいただきたいというふうに思うわけですよ。

そして、この議案関係資料で見受けるところによりますと、シェルターを利用するであろうと思われるところを私なりに考えますと、トイレ、タクシーの乗り場、名鉄バスの乗り場、それから、エコバスの停車場、さらに利用者の乗降場と、こういうことですが、その関係はそれぞれ、トイレは1日大体何人使うのだと。名鉄バスは何人乗る、タクシーはどれだけ使うのか。そういうことがしんしゃくされなければ、シェルターは、寂しいけれども将来5,000人に希望をかけてと。実際に、では、これができたときに日々どれだけの利用を見込んだのかというのは問われてくるわけですよ。そこら辺の御審議はどうなっておりますか。

○議長（池田久男君） 7番、浅井君。

○7番（浅井武光君） 今の質問については、現状を把握していないという答弁でありましたので、利用の人数でありますけれども、それについては審議をいたしませんでした。

以上です。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

14番（伊藤宗次君） 議案関係資料でもっともらしく、4カ所、5カ所、こういうところの利用者の利便性が図られて、雨にも負けず、風にも負けずと。しかし、内容は現状をつかんでおりませぬよと、こういう当局の説明で納得をされたということで理解をしておきます。

そうしたときに、7,822万5,000円の請負契約額であります。この財源内訳はどうなっているのか。一つは、交付金と起債と一般財源、こういう組み合わせであります。その財源構成なり財源内訳について御審議がなされたかどうか、答弁がいただきたい。

○議長（池田久男君） 7番、浅井君。

○7番（浅井武光君） 今の質問でありますけれども、財源の内訳については討議をいたし

ませんでした。ただし、国の事業を使ってやると。社会資本整備事業で行うということだけは質問がありました。

以上です。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

14番（伊藤宗次君） 社会資本整備総合交付金ですが、これは別に、このシェルターだけに来るわけではないです。幸田町にとって社会資本整備の事業に該当するものをひっくめて幾らかというものが来ると。そうした中で、この交付金がシェルターにどれだけ回ってくるかというのは全くわからないわけです。財源はそういうふうになっておりますが、財源の内訳になりますとわかりませんわと。交付金そのものが決定しなければ、起債を幾らにするのかということもできない。できるのは一般財源を充当するしかないです。一般財源をだんとつぎ込んで、あと、精算的にまず交付金が確定しなければ起債が組めない。起債を組んだ後の交付金と起債のトータルの差し引きで一般財源を使うと、こういう組み立てになるわけでありませう。

要は、そうしたいろいろな問題を持つときに、では、このシェルターそのものが将来というのはわからないけれども、将来という言葉に夢を託して、145.5メートル、1メートル当たり54万円、総額7,822万5,000円、こういう事業が住民の目線から理解が得られるかどうか、これが尺度であります。交付金があるかないとか、それはまた次元の違う話し。財政が厳しいと言いながら事業仕分けをやる。行革だと言いながら裁判では負けると、財政改革だと言いながらね。こういうことをやっている大須賀町政に対して、大須賀町政がシェルターで将来5,000人を見込む、強風にあおられる地域で若干問題があるかもしれないけれども、よっしゃ、よっしゃといったときに、住民の目線として理解が得られるであろうということの結論ですよ。そういう、一つ、事業の全体概要も含めて、住民目線から、この事業について、再度お聞きするけれども、あったかどうかということなのです。個々の内容はいろいろ議論してきたと今お聞きをしました。総体的な問題として、住民の目線からどう理解が得られるのかという点での御審議はございましたか。

○議長（池田久男君） 7番、浅井君。

○7番（浅井武光君） 住民目線の関係から質疑があったかということでもありますけれども、これについては、21年から25年の社会資本整備事業の中で、シェルター工事ということでもありますので、住民としても、目線の関係は審議をいたしませんけれども、いち早く、先ほど伊藤議員が言われたように、北西の風が強風である、それから、雨に耐える、こういうものをかんがみて、早く工事をしていただきたいということだと思います。

以上です。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君の質疑は終了しました。

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（池田久男君） 以上で、産業建設委員長に対する質疑を打ち切ります。

次に、文教福祉委員長に対する質疑を許します。

14番、伊藤宗次君。



○14番（伊藤宗次君） 豊坂小学校の大規模構造工事。議案関係資料の20ページにもございますが、予定価に対して、最低制限価いっぱいの66.66%という形で落札をされた業者、その業者の力量なり工事实績、こういうものは委員会で御審議がなされましたか。

○議長（池田久男君） 9番、水野君。

○9番（水野千代子君） 今回落札をされた業者の力量だとか、そういうことについての質問はございませんでした。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 安かろう悪かろうとは申しませんが、安いわ、よく頑張ったなど。ですけれども、その業者はどれだけの実績があるのかと。これは一番肝心な話ですよ。それはなかったですよ」というと、当局、本当に冷や汗をかかないどころか、「ああ、ありがとうございます」ということですが、今、業界で言われているのは、その落札した業者、請負業者の力量の問題からいって、丸投げをするだろうと。「丸投げをしなければ、あんなものはできやせん」と、こういう指摘が業界筋からは出ているわけですが、そうしたときに、委員会の中で、工事一式、あるいはその業者の力量は実際に私たちのテーブルに乗らなかったと。それはしようがないですわな。乗らなかったものを乗せよ、乗せよと後から言っても始まらない。ただ、最低制限価格いっぱい落札されたと。そうしたときに、力量も工事实績も勘案はしなかったけれども、丸投げをしていくだろうと。こういう指摘がされてきている状況について、丸投げへの懸念という点では委員会ではどういう御審議がなされましたか。

○議長（池田久男君） 9番、水野君。

○9番（水野千代子君） 丸投げをするであろうという、その審議でございますが、そういう言葉自体は質問等にごさいませんでした。しかしながら、町内業者が落札をしても、下請け業者が町内なのか町外なのか、その辺はどうかという、そういう質問はございました。

以上です。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 下請け業者を使うこと自身は別にどうのこうのではないですよ。要は、丸投げという点で、下請けという言葉で丸投げが隠ぺいをされてくる。そういう懸念は重々あるわけです。そうしたときに、本会議でも若干質疑がございました。監理料はどうするのだと。監理料は145万円だという答弁であります。監理をきちんとしなければいけないと。監理委託をした業者に全部丸投げではなくて、当局も担当が状況も含めて、工事实績やら、力量やら、あるいは下請けという点も含めて、工事の管理監督も含めた設計の監理、工事監理は、まだ本会議の段階では監理業者はだれかと、145万円だけれども、だれにするかということは答弁がございませんでした。それは後ほどあるかどうかは知りませんが。

それとあわせて、結局、担当課がどれだけ目を光らせて、現場でチェックをしながら管理監督をしていかなければいけないか。こういう極めて厳しい内容の請負業者の内容だと。そういう点で、どういう御審議があったのか、答弁がいただきたい。

○議長（池田久男君） 9番、水野君。

○9番（水野千代子君） 監理のチェックの質問でございますが、その質問等は、やはり大変厳しい最低価格の中で落札をされたということで、今後、手抜き工事だとか、施工監理、監督チェックをしっかりとしていくべきであるという、そういう質問はございました。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） それは当然ですよ。安かろう悪かろうで、業者のほうも、「余り無理を言ってはあかんがな」ということでやっていけばなれ合いだわ。だから、しっかりやれよと。では、だれに向ってしっかりやれよというのかという点で、請負業者に向ってしっかりやれというのはいいです。ただ、言いつ放し、聞きつ放しになる傾向があるときに、わざわざ145万円の監理料を払って業者に監理をさせる。さらに、当局も担当をして、きちんと監理をさせる、そういう仕組みについて、委員会で御審議があったかどうかという答弁であります。「チェックをしっかりとやりますとっておりました。内容、そんなものは知らんわ」と。これでは私は役割を果たしていかないというふうに思うわけですが、いかがですか。

○議長（池田久男君） 9番、水野君。

○9番（水野千代子君） まず、145万円の件でございますが、その辺の監理についての厳しいチェックだとかいうことの質問はございませんでした。しかしながら、担当課については、担当課にしっかりとその辺も含めて、全体を含めた中のチェックをやはりしていくべきだという、そういう質問はございました。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 担当課に因果を含めておいたからねと。因果を含めたって、当局なんか動くわけがない。まあ、まあ、それはいいですわな。要は、担当課のほうに因果を含めておきましたよと、こういうことですが、そうしたことも含めて、今回は強化ガラスと、それから、飛散防止フィルムと。強化ガラスは外側、飛散防止フィルムは廊下側といいますか、建物内部という形で使い分けされているわけですが、強化ガラスの弱点というのは、滅多には割れませんが、ただ、割れたときに破片が飛散しますよね、これは特性があります。そうしたときに強化ガラスの構造上の問題と、もう一つは、飛散防止という点で、どういう御審議がなされましたか、説明がいただきたい。

○議長（池田久男君） 9番、水野君。

○9番（水野千代子君） 強化ガラスの件でございますが、今回、強化ガラスを使うという説明がされた折に、委員会のほうからは、強化ガラスだけではなくて、合わせガラスというガラスもあると。そういうガラスを今回の中で検討はしてこなかったか、考えてこなかったかという、そういう質問はございました。

以上です。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） お説のとおりだと思うのですよね。強化ガラスよりも合わせガラス。基本的に合わせというと、合わせの中に飛散防止のフィルムが入ることによって強度が増し、割れたときの飛散防止にも役割を果たすというのが合わせ強化ガラスということですが、そうしたときに、そういう指摘があり、委員のほうから提案提起があったとき

に、当局はどういうふうに答弁したのか。設計どおり強化ガラスでとって頑張ってしまったのか、そういうことも含めて、さらによく検討していきますと。請負金額の範囲内で強化できるもの、改められるものについては、やっていきますよという、そういう極めて柔軟な対応をされたどうか。この辺について答弁がいただきたい。

○議長（池田久男君） 9番、水野君。

○9番（水野千代子君） その人の質問に関しまして、当局のほうからは、価格が合わせガラスのほうが高くなっていると。そのこともあわせまして、今の強化ガラスは適性もあり、強化ガラスで今の安全性は保てるという、そういう答弁でございました。柔軟的な、今後考えていくとか、そういうものではなくて、やはり今の強化ガラスのほうでやっていくという、そういう答弁でありました。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） まさに当局の、行政はすべからく何でもオールマイティーだと。議員ごときが言うことに一々耳をかさなかったと。いいことはいいけれども、価格の問題があるよと。強化ガラスで十分対応できますよといったときに、強化ガラスの弱点もあるわけだ。物事は何でも弱点、勝点もある。強化ガラスの弱点は先ほど申し上げた内容だと。合わせガラスも弱点があることは事実ですよ。しかし、強化ガラスよりも合わせガラスのほうはその弱点をカバーするだけの特質、特性を持っていますよと。値段が高いから、強化ガラスが割れたときにけがをしたら、「けがをした児童生徒は申しわけないな。幸田町はそんな柔軟な考えは持ちませんので、泣いて我慢なさい」と、当局はこういうことなのですよ。こういう内容だなというふうに思います。

そして、もう一つはタイルの張りかえだよと、こういうことです。これは本会議でも申し上げたように、庁舎のタイルの張りかえで、当局自身がさんざん教訓を酌んでいるわけです。それでどうするかといったら、打音だと。ぼんぼんとたたいて、「こんにちは」と言って返事がなかったから大丈夫だと、こういうことですよ。5枚置いたところでとんとんとたたいて、「こんにちは」と言ったら「はい、いらっしやい」と返ってきたらどうするかということです。1枚、2枚たたいたら応答がなかったけれども、5枚先にぼんぼんとやったら応答があると。そんなことは今回の例で明らかですよ。そうしたときに、タイルの張りかえについて、そういうものを隠ぺいしてはいけませんわ。悪いところは悪いと、ついでの仕事と言っただけとはいけません、悪いところはどんどん、どんどん、想定外があっても全部取りかえていく。そのことによって請負契約金額が高くなっても、これはやむを得ないわけです。たまたま庁舎は議会議決の要件を満たさない請負金額。今回は議会の議決の要件を満たしておりますので、請負契約の金額の変更はさらなる議会の議決を要します。そんなことを恐れてはいけません。

そうしたときに、要は、タイルの張りかえの関係で、打音だけで大丈夫なのかどうか。もしもそれが想定外に広がったときに、請負金額の問題についてどうするかという点での委員会でのご審議、ございましたどうか、説明がいただきたい。

○議長（池田久男君） 9番、水野君。

○9番（水野千代子君） タイルの張りかえについての質問はございませんでした。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤宗次君の質疑は終了しました。

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(池田久男君) 以上で、文教福祉委員長に対する質疑を打ち切ります。

これをもって、質疑を終結いたします。

これより、上程議案5件と陳情2件について討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を求めます。

14番、伊藤君。

[14番 伊藤宗次君 登壇]

○14番(伊藤宗次君) ただいま討論に付されております案件について、反対の立場から討論をするものであります。

議案番号32 工事の請負契約について(施設整備工事第24-1工区)。これは、JR相見駅東西の広場にシェルター、つまり雨よけを設置する工事請負契約の議案であります。シェルター、雨よけ工事の概要は、西口に20メートル50センチメートル、東口に124メートル92センチメートル、合計145メートル50センチメートルの雨よけを7,822万5,000円の工事請負金額で施工するという議案であります。

今、相見駅、これほどの税金、予算を投入して雨よけを設置しなければならない理由や状況が現にあるのか。本当に必要かどうかということであります。つまり、大須賀町長、第10次行革のスローガンである、「住民目線で考え、住民目線で事業を推進する」事業であるかどうかということであります。

3月17日に開業した相見駅の利用実績は、JR発表待ちであります。その実体は、当局答弁で明らかにされておりますように、500台収容の駐車場の駐車台数は29台、地面にペンキで区画線を引いただけのみすばらしく、町の政治の貧困を象徴する駐輪場に自転車、バイクなどが277台。相見駅の利用者は465名だという答弁であります。つまり、乗降客数は1日当たり1,000人にも満たない寂しい、寂しい相見駅が実態であります。

その相見駅、設計価1億円以上、シェルター総延長145メートル。工事契約金額7,822万5,000円。1メートル当たり54万円もの工事費を要する雨よけが、シェルターがそもそも本当に必要かどうかという原点の問題であります。

議案関係資料9ページにシェルターの断面詳細図が示されておりますが、相見駅周辺の地形、環境は、御存じのとおり、北西の強風を遮るものは何もありません。そのような地勢にあって、シェルターの屋根材はアルミハニカムパネルであります。そのパネルを柱に固定をする締めつけ工法が具体的に示されていない詳細図であります。強風で屋根材のパネルがおおられる危険性と懸念を指摘をし、私は、締めつけボルトにカラー、いわゆる筒を挿入する、はめ込む締めつけ方法を、固定をする方法を提起いたしました。パネルがおおられる懸念、危険性を払拭するだけの答弁はございませんでした。

詳細図におけるパネル締めつけの方法は、直径12ミリメートルのボルト、厚さ1ミリメートルのゴム製の座金を使用するといえます。厚さ1ミリメートルのゴム製の座金では、その耐久性は、締めればよれよれになり破れてしまいます。夏、冬の温度差でぼろぼろになる脆弱性が指摘できます。ボルトの直径に対応する規定の座金の厚さは2.3ミリメートルであります。ステンレス製の規定の座金を使用すべきだと提起し、さらなる

精査を求めるものであります。さらにシェルター、雨よけを利用するであろうと想定する数、見込みも、議案を審議した委員会では問うこともなく、また、問われることもなかったとの委員長報告であります。

シェルター、雨よけを利用するであろう施設はとい、タクシーの乗りおり、名鉄バス乗りおり、身体障害者乗降場、エコバス乗りおり場が挙げられますが、1日当たりの利用実態の想定も問われることもなく、フリーパスで審議をされたということでありまして。寂しい、寂しい相見駅にあって当然の結果だと言えますが、7,822万5,000円もの税金投入事業審議結果にしては、町政を監視し、チェックをするという機能が忘れ去られ、役割も果たされてこなかったものだと指摘できるのであります。

当局答弁にもありますように、実態を無視したシェルター、雨よけ設置は相見駅利用者が1日当たり5,000人を想定したものだと言いますが、ぶっかけ答弁に翻弄されて方向性を見失った審議結果だとも指摘できるものであります。

工事費7,822万5,000円の財源内訳も定かになっていないのが現状であります。社会資本総合整備交付金が予定をされているとされておりますが、その交付金額がまだ定かでない。そのことによって起債、幾ら借金するかも定まらず、すべては一般財源で充当をしていくというのが現在の財源見込みと充当先だということでありまして。

大須賀町政の第10次行革は、財政基盤の強化による財政の健全化を掲げておられます。住民目線で考えて、1日1,000人にも満たぬ駅利用者、まさに寂しい、寂しい相見駅、1日当たりのトイレの利用者数やバス利用者、ひいき目に見ても、それぞれ数人程度というのが限界ではないでしょうか。

このような相見駅利用者や広場利用者の実態にあるとき、本当に必要なシェルターであるのかどうなのかと。これが忘れ去られて、財政基盤の強化、財政の健全化、こういう10次行革であります。同時に委員会の審議結果だとも指摘できるものであります。さきにも触れましたけれども、地面にペンキで区画線を引いただけのみすばらしく、幸田町の政治の貧しさ、政治の貧困を象徴する自転車などの駐輪場の実態に思いをはせた審議がなされたかどうかということも問われるものであります。

議案質疑の本会議での答弁は、東口に4カ所、西口に2カ所、計6カ所の屋根つき駐輪場整備だと言いますが、相見駅の地勢、北西の風が吹き荒れる、転倒する自転車の実態、姿を考慮した転倒防止柵は考えられてはおりません。幸田駅、三ヶ根駅と同程度だとする答弁の内容であります。なぜ同等なのか。シェルターは幸田駅にも三ヶ根駅にもございません。20年先、30年先を想定しても、まだまだ5,000人という利用の絵そらごとをもとにして、7,822万5,000円もの税金をつぎ込んでのシェルター設置であります。であるならば、10次行革でいう時代の変化に対応した張りのある事業というならば、シェルターと同程度のささやかな駐輪場の設置、転倒防止つきの屋根つき駐輪場は設置されてしかるべきであります。

もともと新駅設置は相見土地区画整理事業が新駅ありきでスタートし、相見土地区画整理組合に年3億円もの補助金を投入し、住民合意も得ぬままに見切り発車で強行した新駅建設であります。そして、新駅開業にあわせ500台収容の駐車場の設置、実態は、がらがらの駐車場でペンペンゲサの我が物顔が実態であります。

その上さらに、シェルター、雨よけは総延長145メートル、7,822万円、メートル当たり54万円の事業であります。シェルター利用も1日数人程度。これが大須賀町長の掲げる10次行革でいう、「住民の顔が見え、住民の目線で考え、住民目線で事業を推進する」実態であります。見直す事業であり、事業仕分けで最優先に見直す事業だと提起をするものであります。

大須賀町政の実態を象徴するシェルター、雨よけ設置事業に7,822万5,000円もの税金投入であります。本当に必要なシェルターなのかをしっかりと監視し、チェックするのが議会、議員の責務、務めであります。町政をしっかりと監視し、チェックする機能と住民感覚を忘れ去ることは、議会の議員の存在価値、存在意義をみずから放棄するものであると指摘し、主張して討論といたします。

[14番 伊藤宗次君 降壇]

○議長（池田久男君） ここで、途中ではありますが、10分間の休憩といたします。

休憩 午前9時52分

---

再開 午前10時02分

○議長（池田久男君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、原案賛成の方の発言を許します。

13番、丸山千代子君。

[13番 丸山千代子君 登壇]

○13番（丸山千代子君） 陳情第3号 最低賃金の引き上げ、公契約条例の制定など働く者の権利を守り、公務・公共サービスの充実、憲法擁護・核兵器のない世界を求める陳情書について、賛成の立場から討論を行います。

住民福祉増進を図る施策の充実を県内の全自治体に求めるキャラバンが5月15日から18日まで行われました。愛知県労働組合総連合や自治労連愛知県本部などが毎年行っているこの共同行動は、各自治体に対して、非正規職員の待遇改善、業務委託した民間の労働者に時給1,000円以上を保障する公契約条例の制定、住民サービスのための正規職員確保、自治体業務の民営化中止、地元中小業者への支援、防災対策の見直し・強化、核兵器廃絶、平和施策の充実などを求めているものであります。

さらに、東日本大震災の被災地では、自治体合併や福祉・医療施策の縮小などで行政機能が後退したことが復興を困難にしていることを挙げ、暮らしを守る行政機能の拡充を求めてまいりました。

自治体で働く臨時職員、嘱託職員や、公共事業や公共サービスを受注した会社で働く労働者のワーキングプア、いわゆる働く貧困層が大きな問題となっておりますが、そんな中で、生活できる賃金を、また、人間らしく働く労働条件の確保を求める世論が広がってきております。その一つが公契約法等を求めるというもので、意見書を採択した地方議会は776議会に上っております。公契約条例は労働者の賃金、労働条件の最低規制を行うものであります。最低賃金とは異なり、公共事業や公共サービスを受注した会社は、みずから結んだ契約を守る立場で労働条件を確保し、自治体は、また発注者として現場労働者の状況をチェックできるようになるものであります。

公契約にかかわる労働者の賃金の底上げは、地域循環型の消費構造につながり、大きな経済効果をもたらします。最低制限価格の落札、低入札価格は、働く労働者や下請け業者の賃下げなどが懸念され、働く人々へのしわ寄せにつながるものであります。公契約条例の制定は地元業者の育成にもつながるものであります。

唯一の被爆国として、また、福島原発事故で放射能被害が懸念される日本としても、核兵器廃絶と脱原発は国民の願いであります。ことし4月30日からオーストリアのウィーンで国連核兵器全面禁止条約をつくるための第1回準備会が開かれるなど、核兵器廃絶に向けた動きが着実に進んでいます。愛知県下の平和市長会議への加盟状況は、54自治体のうち33自治体へと広がっており、西三河では岡崎、安城、知立、豊田、みよし、西尾市が加盟をし、その中で、知立、豊田、岡崎市では、庁舎などに原爆パネルを展示しているところであります。二度と再び戦争を起こさないためにも、憲法9条を守り、核兵器廃絶、平和に向けた取り組みを自治体としても進めるべきであります。

国に対する意見書の提出を求める内容も、議会としての声を国に届けるためにも、この陳情を採択し、一つ一つ取り上げていくことを求めて賛成討論といたします。

〔13番 丸山千代子君 降壇〕

○議長（池田久男君） 次に、原案反対の方の発言を許します。

8番、酒向君。

〔8番 酒向弘康君 登壇〕

○8番（酒向弘康君） 陳情第2号 TPP交渉参加反対に関する意見書の提出を求める陳情書に対して、反対の立場から討論をいたします。

TPP交渉に関する政府の説明不足が国民各層から指摘されており、食料自給率の低下など、各分野における多くの懸念も払拭されていないことから、政府は国民への適切な情報開示と国民的な合意形成に向けた丁寧な対応など、道筋を示すことが大きな課題であります。

しかし、今回の陳情は、交渉にも参加をしないという極端な結論を結ぶ内容であり、TPPの事前協議への参加を否定するものではないとの理由から、不採択であります。

まずは交渉のテーブルに着き、議論の内容を正確に把握すること、このことが国民への適切な情報開示、合意形成に向けた第一歩であると思います。

また、TPPに不参加ということは、今までと同じことを続けることを意味します。関税や補助金に守られ続けてきた今日まででさえ日本の農業や産業は競争力を弱めてきており、ここでTPPに参加しないことで現状よりよくなっていくとは考えられません。TPPに参加しなければ、成長著しいアジア太平洋地域の活力を取り込むことが困難となり、日本経済がさらに低迷し、直接私たち、あるいは私たちの家族の雇用にも影響が出てくるものと考えられます。

第10次幸田町行政改革大綱素案の中でも、この地域経済を支えてきた物づくり企業が海外流出をしており、産業の空洞化が大きく懸念されると記述されております。まさに、これに拍車をかけることとなります。

以上のことから、日本はアジア太平洋地域における貿易、投資の自由化、円滑化に向けて指導的な役割を果たし、公平、公正な貿易のルールづくりに取むべきであります。

そのことが日本の国益にかなうものと考えます。

今週に入り、メキシコ、カナダもTPP交渉への参加承認を得ました。日本だけが置き去りにされた形となっております。日経新聞者元政治部長の芹川洋一氏の論説があります。「TPP交渉参加は、国を開いて『内向き・下向き・後ろ向き』といわれる閉塞状況を打ち破らないと、この国に明日はない」。この言葉を紹介し、意見書提出には反対の討論といたします。

〔8番 酒向弘康君 降壇〕

○議長（池田久男君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

14番、伊藤君。

〔14番 伊藤宗次君 登壇〕

○14番（伊藤宗次君） 陳情3 最低賃金の引き上げ、公契約条例の制定など働く者の権利を守り、公務・公共サービスの充実、憲法擁護・核兵器のない世界を求める陳情書に対する委員長報告は、不採択であります。委員長報告に反対し、原案採択を求めて討論をするものであります。

陳情項目は4分類に分け、27項目にわたる陳情であります。その一つ一つについて討論をするものではありません。4分類について、その1は、働く者の権利を守り、生活の向上を図る。二つ目は、暮らしを守る公務・公共サービスの充実。三つは、憲法9条を守り、核兵器廃絶、平和施策の充実。4は、国へ意見書、要望書の提出であります。

総務委員会での審議の経過に即して討論をしまいたします。

最低賃金の引き上げについて。陳情書は全国一律最低賃金制の確立を求めています。陳情書不採択の立場で主張をされたその内容は、地域包括最低賃金、つまり地域ごとに、都道府県ごとの地域での最賃の議論であって、年々改善、引き上げされているから必要ないという主張であります。全国全産業一律の最低賃金制は制度として確立がされておられません。

地域包括最賃での主張は、制度そのものを理解していない議論であります。賃金の引き上げは、企業経営は大変になるという主張。それは、賃金の社会性を理解しないものであります。人を雇って企業活動することによる報酬の支払いは社会性を持ち、そのレベルは社会性を持つ性質で、極端に低く、また高いものではなく、社会情勢、経済情勢による社会性を持つというものであります。今、その賃金の社会性が機能しなくなりつつあります。

非正規雇用やワーキングプアといわれる働く貧困層の増大が社会不安と消費の低迷を生み出しているものであります。年収200万円以下の給与所得者が5年連続で1,000万人を超え、1年間を通して勤務した給与所得者は4,552万人、そのうち年収200万円以下は1,100万人で、全体の23%を占め、男女合わせて1,000万人を初めて突破したのは2006年であります。

2001年に発足した小泉自民と公明内閣が推進をした構造改革、規制緩和のもとで派遣労働者の製造業への派遣の解禁、非正規雇用の増大は、正規雇用者の減少を招き、人件費の抑制によって大企業は収益の増加を図りました。働いても貧困から抜け出せないワーキングプアの増大が社会不安と社会問題になりました。



一方、大企業にあっては内部留保が230兆円以上ため込まれている。つまり、使われない、使わない、もうけだけがため込まれているわけです。国民の消費拡大に役立てて使わないことが、長期の経済不況からの脱却できない最大の要因になっている。それは企業経営者自身が知るべきであります。

さらに、議員の多くは、終身雇用と年功序列の雇用制度の中で働いてきた人たちであります。終身雇用と年功序列の制度は、その功罪はございます。しかし、生活の安定と将来設計が立てられる仕組みの中で働いてきた者であります。今、世論調査でも終身雇用と年功序列の雇用制度社会にすべきだという世論が高まっていることは、働く者の環境、極めて不安定で将来設計も立てられないという閉塞状況に置かれていることの反映でもあります。

さらに、指定管理者制度は、安上がり行政を目指したものではありません。住民サービスの向上を目的として、そこで働く人たちの労働条件も公務サービスと同等の水準に引き上げるべきだと総務省が通知をし、指定管理者制度のもとであっても、働く者が安心して働ける環境づくりを充実すべきだと通知の中で述べております。価格競争による入札とは異なる行政サービスの向上が目的であり、その趣旨を生かせと通知していることから、指定管理者制度を根本的に見直すべきであります。

さらに、最低制限価格制度のもとで、この議会でも豊坂小学校の大規模改造工事入札で最低制限価格いっぱいまで落札した議案が提出されておりますが、安かろう悪かろうになりかねない懸念が指摘できます。つまり、丸投げの懸念であります。

幸田町は、公契約条例の制定をいたしておりません。そのことにより労働者の賃金や労働条件が劣悪になっていっても、価格競争、入札による最低制限価格の入札が容認をされております。最低制限価格を予定価の66.66%としている水準を、この陳情書でも述べておりますように、最低でも80%以上に引き上げ、公契約条例を制定すべきであります。

このような陳情項目に賛成をし、陳情書が求めている国への意見書提出をすべきだと、この陳情書の採択を主張し、討論といたします。

〔14番 伊藤宗次君 降壇〕

○議長（池田久男君） 次に、原案反対の方の発言を許します。

反対討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（池田久男君） 反対討論なしと認め、反対討論を打ち切ります。

次に、原案賛成の方の発言を許します。

賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（池田久男君） 賛成討論なしと認め、賛成討論を打ち切ります。

これをもって、討論を集結いたします。

これより、採決いたします。

採決の方法は、起立により行います。

まず、第31号議案 幸田町火災予防条例の一部改正について、本案に対する委員長は

可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（池田久男君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第31号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第32号議案 工事の請負契約について（施設整備工事第24-1工区）、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（池田久男君） 着席願います。

起立多数であります。

よって、第32号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第33号議案 工事の請負契約について（防災行政無線デジタル化通信施設整備工事）、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（池田久男君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第33号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第34号議案 工事の請負契約について（豊坂小学校大規模改造工事）、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（池田久男君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第34号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第35号議案 平成24年度幸田町一般会計補正予算（第1号）、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（池田久男君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第35号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、陳情第2号 TPP交渉参加反対に関する意見書の提出を求める陳情書に対する委員長報告は採択であります。陳情第2号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（池田久男君） 起立多数であります。

よって、陳情第2号は、採択することに決しました。

次に、陳情第3号 最低賃金の引き上げ、公契約条例の制定など働く者の権利を守り、

公務・公共サービスの充実、憲法擁護・核兵器のない世界を求める陳情書に対する委員長報告は不採択であります。陳情第3号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（池田久男君） 着席願います。

起立少数であります。

よって、陳情第3号は、不採択することに決しました。

---

日程第3

○議長（池田久男君） 日程第3、議員提出議案第2号 TPP交渉参加に反対する意見書（案）の提出についてを議題といたします。

議員提出議案第2号について、提出者に提案理由の説明を求めます。

7番、浅井武光君。

〔7番 浅井武光君 登壇〕

○7番（浅井武光君） 議員提出議案第2号 TPP交渉参加に反対する意見書（案）の提出について

幸田町議会会議規則第14条の規定により、次のとおり意見書（案）を、所定の賛成者とともに連署し提出します。

平成24年6月22日

提出者	幸田町議会議員	浅井 武光
賛成者	幸田町議会議員	志賀 恒男
〃	〃	中根 秋男
〃	〃	笹野 康男
〃	〃	丸山千代子

提案理由

国民の命や暮らし、農業や食料、地域経済の崩壊につながり、また、国の主権までなくしかねないTPPへの参加をさせない必要があるため。

続きまして、次のページ。

TPP交渉参加に反対する意見書（案）

政府は、平成23年11月、TPP（環太平洋連携協定）交渉について、多くの国民が不安や懸念を抱く中、事実上の交渉参加表明ととらざるを得ない「関係国との協議開始」を表明した。

TPPは、農業だけではなく、医療や保険、食品の安全性など国民生活と密接に関係する多くの分野に影響を与え、農林水産業をはじめとする地域経済や国民の暮らしを一変させてしまう重大な問題である。

十分な情報開示や国民的議論、国家戦略もないまま、しかも地方議会の約8割が「反対」や「慎重な対応を求める」としている意見書を政府に提出しているが、こうした意見書を無視して、政府が拙速に交渉参加に向けて舵を切ったことは極めて遺憾である。

関税撤廃の例外を認めない完全自由貿易を目指すTPPは、我が国の農業、農村に対する影響は大きく、協定の締結となれば、輸入農畜産物があふれ、国産農畜産物は消費

量が減少、需給バランスの崩れから価格も下落し、日本農業が崩壊することは必至である。また、食料自給率は大幅に低下し、戸別所得補償制度の下においても農業経営は立ち行かず、そればかりか関連産業も衰退し多くの雇用が失われ、農村の疲弊、荒廃化につながるものである。

さらに、「非関税障壁」撤廃の名の下に、食の安全や医療、金融や保険、知的財産、労働などあらゆる分野での無秩序な「規制緩和」が行われ、国民生活に深刻な影響を及ぼす。

よって、国民の命や暮らし、農業や食料、地域経済の崩壊につながり、国の主権までなくしかねないTPPへの交渉参加は行わないことを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年6月22日

幸田町議会議長 池田久男

(提出先)

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

農林水産大臣

外務大臣

経済産業大臣

厚生労働大臣 宛

以上であります。

[7番 浅井武光君 降壇]

○議長(池田久男君) 提案理由の説明が終わりました。

これより、ただいま議題となっております議員提出議案1件について質疑を行います。発言は会議規則第55条及び第56条の規定により、1議題につき1人15分以内とし、質疑の回数制限は行いませんので、よろしくお願いいたします。議員提出議案第2号について、質疑を許します。ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(池田久男君) 以上で、議員提出議案第2号の質疑を打ち切ります。

これをもって、質疑を終結いたします。

ここで、委員会付託省略についてお諮りいたします。

ただいま議題となっております議案を会議規則第39条第2項の規定により、委員会での付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者多数)

○議長(池田久男君) 御異議なしと認めます。

よって、ただいま議題となっております議案は、委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより、議員提出議案1件の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。  
ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(池田久男君) 反対討論なしと認め、反対討論を打ち切ります。  
次に、原案賛成の方の発言を許します。  
ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(池田久男君) 賛成討論なしと認め、賛成討論を打ち切ります。  
これをもって、討論を終結いたします。  
これより、採決いたします。  
採決の方法は、起立により行います。  
議員提出議案第2号 TPP交渉参加に反対する意見(案)の提出についてを、原案  
どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(池田久男君) 着席願います。  
起立多数であります。  
よって、議員提出議案第2号は、原案どおり可決することに決しました。

---

日程第4

○議長(池田久男君) 日程第4、閉会中の委員会行政視察等の件を議題といたします。  
会議規則第73条の規定により、お手元に配付のとおり、総務常任委員会委員長、産業  
建設常任委員会委員長及び文教福祉常任委員会委員長並びに議会広報特別委員会委員長  
から各委員会における所管事務に関する行政視察等を行いたい旨の申し出がありました。  
お諮りいたします。  
委員長申し出のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者多数)

○議長(池田久男君) 御異議なしと認めます。  
よって、委員長申し出のとおり決定いたしました。  
以上をもって、本定例会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。  
お諮りいたします。

今回の定例会において議決された議案中、条項、字句、数字、その他の整理を必要と  
するものについては、会議規則第45条の規定により、その整理を議長に委任されたいと  
思います。これに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者多数)

○議長(池田久男君) 御異議なしと認めます。  
よって、条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決定いたしました。  
これにて、平成24年6月5日招集された第2回幸田町議会定例会を閉会いたします。

閉会 午前10時35分

○議長(池田久男君) 閉会に当たり、町長のあいさつを行います。

町長。

〔町長 大須賀一誠君 登壇〕

○町長（大須賀一誠君） 閉会にあたりまして、一言お礼のごあいさつをさせていただきます。

議員の皆様方におかれましては、第2回議会定例会にあたりまして、去る6月5日から本日までの18日間の長きにわたりまして、大変御多用中にもかかわらず、終始御熱心に審議をいただき、私どもが提案させていただきました全議案、可決・承認を賜りましたことを心から感謝とお礼を申し上げたいと存じます。

成立いたしました各議案の執行に当たりましては、本会議・委員会の審議等におきましていただきました御意見・御提言等、これらにつきましては、十分留意いたし、今後の行政執行の面に活かしてまいりたいと思っております。よろしくお願いを申し上げます。

また、一般質問につきましては、どなたの御質問も時宜を得た内容でございまして、その都度答弁をさせていただきましたが、さらに検討いたし、今後の町政推進に活かしてまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

ここで、2点、御報告をさせていただきます。

まず、台風4号につきましては、6月19日の夕方から夜半にかけて東海地方を縦断し、強い風と多くの雨をこの地方に残しましたけれども、幸田町におきましては、お手元に御配付させていただきましたとおりでございまして、特にナスを中心に農業関係の被害がありました。その他におきましては特別な被害の報告も受けておりません。

以上でございます。

次に、固定資産評価審査申出決定取消訴訟事件の控訴審判決の結果についてでございます。

これにつきましては、1審の名古屋地方裁判所判決で町が敗訴となりまして控訴したものであります。2審の名古屋高等裁判所におきましても、残念ながら町の主張が認められず、控訴が棄却されました。

この件につきましては、今後につきましては、今、関係弁護士とも相談しまして、上告期限が7月3日までという内容でございまして、十分に検討いたしまして対応・方針を決めてまいりたいというふうに思っておりますので、議員の皆様方には御理解を願いたいというふうに思っております。

最後に、梅雨の折から、天候不順で大変暑い日が続いておりますけれども、体調管理にはくれぐれも御留意いただきまして、今後の町政発展のために、さらに御活躍・御尽力賜りますことをお願い申し上げます。閉会にあたってのお礼のごあいさつとさせていただきます。

大変ありがとうございました。

〔町長 大須賀一誠君 降壇〕

○議長（池田久男君） 議員各位には何かと御多忙の中、長期間にわたり熱心に御審議を賜り、議事進行に御協力いただきまして、まことにありがとうございました。

理事者各位には、成立した議案の執行にあたっては、適切に運用されるようお願いい

たします。

以上であります。

大変御苦勞さまでした。

これにて散会といたします。

散会 午前10時38分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

平成24年6月22日

議 長 池 田 久 男

議 員 杉 浦 あきら

議 員 志 賀 恒 男